

令和2年第4回安城市議会定例会

議案書

(令和2年12月18日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 1 6 号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について【説明書参照】	3

報告第16号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日提出

安城市長 神谷 学

業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金 30,574 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和2年11月9日 午後2時35分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市美園町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内のみその保育園において、保育時間中に園児が敷地の端から外の交差点付近の市道に向けて石を投げ、その石が交差点の手前で一時停止した相手方車両に当たったもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車体上部の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和2年12月8日専決

安城市長 神 谷 学

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

令和3年3月31日をもって人権擁護委員野村裕子、柴田早智子及び板本宗一が任期満了となるので、後任として次の者を候補者に推薦したい。

上記人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年12月18日提出

安城市長 神谷 学

記

安城市■■■■町■■■■番地■■■■
野 村 裕 子
昭和■■■■年■■■■月■■■■日生

安城市■■■■町■■■■番地■■■■
柴 田 早 智 子
昭和■■■■年■■■■月■■■■日生

安城市■■■■町■■■■番地■■■■
神 谷 元 裕
昭和■■■■年■■■■月■■■■日生